

県外産業廃棄物の県内最終処分協議書

千葉県知事

様

住所  
 排出事業者 電話番号  
 氏名  
 (法人にあつては主たる  
 事業者の所在地、名称  
 及び代表者の氏名)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第3条第1項及び第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて協議します。

排出事業場	名称			
	所在地			
	産業廃棄物管理責任者の氏名			
発注者 (排出事業場が建設工事現場である場合に限る)	氏名			
	住所			
	代表者			
県内最終処分をする産業廃棄物	種類			
	数量(単位)	( )	( )	( )
県内最終処分を行う期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
県内の最終受託者	産業廃棄物収集・運搬業者	氏名		
		住所		
	許可番号	県内		県外
産業廃棄物処分業者	氏名			
	住所			
	許可番号			
運搬先の産業廃棄物処理施設	名称			
	所在地			
	処分の方法	1 安定型    2 管理型    3 遮断型		
県内最終処分を行おうとする理由				

受付印

1. 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに協議書を提出すること。
2. 収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
3. 県内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を県内最終処分の受託者欄に記載すること。
4. 県内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m<sup>3</sup>、t、kg、klの内該当するものを記載すること。